

面兩人ともに入道して、隱岐に供奉す。さて二十首御製一巻、又宸筆自畫、廿五六歳の體。絹地に彩色、あさぎの袍御冠也。美事なる儀也。上の色紙形に、御詠三首あり。右の物ども、七月七日に、朝の間ばかり蟲拂ひす。毎年二月廿二日、正當忌日にて、終日かけてあり。誰なりとも拜まする也。さて松下の庭のかゝりに、院の植ゑ給ふといふ楓あり。大木にて、半片は朽ちたれども、上の若芽は青々として有り。其の傍に、後に植添へたる楓あり。此れも二圍程ありて、枝繁曲りて鞠けにくきといふ。是は今は枯れたり。右の宸筆ども、并に楓も、奇代に残りたりとて、法皇御詠歌を下され、其頃の歌人、應山公・烏丸光廣・通村・氏成等、各題にて楓の事など詠み入れて、短冊一巻有りき、けだいの物ども也、とも云へりき。今想像奉るにも、いとも／＼あはれに哀しき御事どもなりかし。

〔註〕まことや、此妖賊等が事は、玉鉢百首に、「善き人といふは誰が言鎌倉の、平の子等は國の罪人」とも、「大君の御命恐れぬくなたぶれ、醜の泰時しこの高氏」と詠まれたるは、終古の斷案にて、此奴等は、蘇我馬子・弓削道鏡等と共に、天地の兩間

に相容れざる大妖賊なること、心ある三尺の童子も知りぬるに付きて、己肝弱き頃より、皇典を始めて、家記小説に至るまで、見るに隨ひて、拾輯めて、善鑑惡鑑といふを物して、否泰ある世の習ひに、かゝる跋扈を極めし妖賊の出でて、恐しくも、皇祖神聖の建置き給へりし萬世の大典を蔑如し、その皇上を奕棋の如く視奉り、苟も大柄を玩弄して、生靈を塗炭に陥れ、國家の大患を釀成し、神祇を厭棄し、人民恨怒、害亡いつかはろびんの思ひをなし、善者ありとも其の後をよくし難きに馴致して、或は皇天手を其の臣下に假りて、天誅を其の身に加へ、或は天定まらずして、僥倖に首領を全くして、終りを牖下に得たる妖賊等が魂を、千古の下、九泉の底に捕獲して、刀筆を以て一々その誅戮を施し、敢へて上は皇祖天皇在天の神靈を聊か慰め奉り、下は忠臣義士の冤魂を勞ひ、また忠臣の善魂と賊夫が惡魂の、霄壤相懸隔せる事實の左券をら取副へて、後來世の臣子たる者の炯戒にも、備へてかしかなと宿構して、その草を爲かけてはあれど、暇なくて未だえ果さず。

### 於久賀伎

事にふれをりによりて、嬉しき事あり、悲しき事あり、和しき事あり、憤ろしき事ある、此は人の心の常なる物から、忠臣義士の仕奉りて、天皇の御心安らに治まり、眞の道の行はれし御世の事を思ふ計り、嬉しく和しきはなし。またかんらまに、叛臣逆賊輩のはびこりて、天皇をなやめ奉り、かつ邪道におもむけ奉りて、國を亂し、世のさまを思ふばかり、悲しく憤ろしき事はあらじかし。爰に吾學の兄矢野翁はや、いかなる事にか、己と共にこの春の頃より罪得し身となりて、互に相見る事もかなはぬ事となれりしが、そのこもり居の思ひをやりがてら、はるしがてら、かの亂れりし中世の天皇等の御事實を考訂して、この物せられたる書はや、仲尼ちふから人が、春秋といふ書を作りしかば、亂臣賊子のおそれしといふたぐひの書にて、實にうむかし。おのれけふしも、ゆくりなく再びこのをぢにあひて、此書見る事はや、小縁のことならじと、かまけの涙にむせびつゝ、一言書添ふるになむ。

明治四年辛未十二月

角田忠行

久我内大臣通基公

あはれ世に久我のかはみづ清ければそらゆく月もかげやどしけむ

此大臣は、系譜に因りて考ふるに、其先は、具平親王より出でて、其御子師房公の八世の裔にて、御父を通忠大納言、母は通時の女にて、公卿小傳にもしかいひ、建長二年二月十三日從三位、正應元年七月十七日内大臣從一位に進まれ、獎學院別當を兼ねらる。さていかなる冤にや有りけむ、太平記に、北條貞時が天下を修行して見巡りける事をいひて、「久我内大臣仙洞の叡慮に違ひ給ひて、領家を悉く没取せられて、城南に閑寂に耕して隠居し給ひけるに、諸大夫と覺しき者の出でて、しかば」と答へるに、貞時聞きて、「御罪科さしたる事にても候はず、其上大家の一跡、此時に斷亡せむこと勿體なく候と、關東などへは御歎き候はぬやらむ」と申せば、諸大夫、「さ候へばこそ、此所の御様口びれて、斯様の事申せば、いふ事や有るべき、我身の咎なき由

に、關東へ歎かば、仙洞の御誤を擧ぐるに似たり、縱ひ一家此時亡ぶとも、爭でか臣として君の非をば擧げ奉るべき。力無く則刻到來、歎かぬ所ぞと仰せられ候間、御家門の滅亡、此時にて候ふ」と語りければ、修行者感涙を抑へて、立歸りにけり。關東へ歸りて此事をありのまゝに申されしかば、仙洞大に御恥有りて、久我殿舊領悉く早速に還付けられけり。

東鏡末錄に、此を永仁五年に係げたり。抑、此事の元は、北條九代記といふ物に、  
時頼が諸國を隠密に廻りし時、難波の尼が家に泊りて、その夫難波六郎左衛門といふ者の、瓜生權頭に押領せられしと聞きて、「難波がた沙干に遠き月かけの又元の江に澄まさらめやは」と書いて立出で、鎌倉を廻り歸りて瓜生を斬りて、尼に所領を返し、事と記す。「非法の者ありて、人の愁、世の害、政の邪魔と爲るに依りて年來廻國の者を出だして諸國郡邑の濫惡の輩を戒むと雖、其人苦病に罹り、死にては、餘人を入替へて廻らしければ、奸曲を構へ利分を貪りて、惡事起る故に、此を留めて、貞時出家の後、自ら身を裏して只一人鎌倉を忍出でて、諸國を廻り、時頼の跡を追ひて、非道惡行の輩と潛に伺記して、四年を経て歸るに、六十餘州の間に、六百七十八人とぞ聞えける。皆鎌倉に召寄せ、罪の輕重に隨ひて刑罰を行は

る。廻國の使三人は頭を刎ね、賄を入れて惡行を隠せる國人百三十八人は罪に行ふ」とも見ゆ。實は、此奴等が國中を廻れるは、濫惡を戒むといふものゝ、むねと天の御門にたむかひ奉りし大賊なれば、世にその大罪をとふ人は、有りやなしやとの所爲なれば、いとく悪むべきわざにぞ有りける。さて世にいふ佐野時世が事は、四方硯ちふ物には、此大臣の事を混へしならむとも、或人は、難波尼の事を演べしならむともいへり。さるを、下野國に大平權現とて、時世が靈を祀るといひ傳ふるは、例の杜撰か。又四方硯に「此公一歳燥氣にて、田流もて木造佛を洗ひしこと徒然草に見ゆ、この木佛今も其邊の寺に残れりと小島氏の談なり」といへり。

さて此公、延慶元年十一月廿九日薨、六十九、號「後久我内大臣」と小傳及び系譜にいへり。或説に、箕子が曰く、君の惡を彰して自ら民に説くは、吾爲すに忍びずと、禮に、大夫士國を去りて人に説くに罪無きを以てせずと、内府庶乎といへり。

〔註〕城南とは、即久我の地なるべし。神名帳に、山城國乙訓郡久何神社。國史に、

興我萬代繼神と申すもあり。中右記に、寛治元年二月十日、上皇遊覽鳥羽邊宅并右大臣古河水閣。また、同六月廿九日、齋宮還御右大臣久我水閣。此れ右大臣雅定公にて、久我雅實公の男なりと、山城名勝志にいへり。林葉集に、「中院入道右大臣、久我山庄にて山家冬戀といへる事を詠まれしに、夜を寒み待つ人も來ぬ柴の戸をあやなくたゞく山おろしの風」。千載集「春の比久我に罷れりける序に、父のおとゞの墓所の邊の花の散りけるを見て、昔花惜しみ侍りける志など、思出でて詠み侍りける。權中納言通親、「塵つもる苔の下にも櫻花惜しむ心やなほ殘るらむ」。永昌記には、胡賀とも書けり。また其後、嘉吉二年に、久我内大臣清通公が足利義勝が騎馬を好む事を諫められ、長祿・寛正の頃に、兩日・三日などの並出、時ならで満月の現れなど、天變地異の多かりしに、陰陽頭某が勘文に諛言せるを、痛く辯駁せられし事、中古治亂記に記せり。

或人曰く、細川頼之・上杉憲實・大田持資をも入るべきを漏せるはいかに。頼之は、大日本史に、才文武を兼ねとて、輔導足利義満<sup>ヲ</sup>、恢弘幕府之基業、因事規諫、悉心

協贊、云々、功高見忌、材大不容、讒慝乘之、浸潤□□、君臣頗生嫌隙、幸而義満悔悟、再授政柄、待之如初、云々、とも有るに非ずや、といふに對へて、此三人どもは、彼比に取りては、鐵中の錚々とはいふべし。されど亂臣賊子の徒にて、固より人の師表とするに足らざれば、吾取る所に非るなり。此は已く或説にも、「その先主の遺命を受け、幼主を輔け、上を奉じ、下を御するを見るに、稍、老成の材といふべし。然れども小術を用ひて、君威を強くする事を知りて、陳善闇邪ことを知らず。義満昏弱の君にあらず、輔佐良からば、いかやうなる英主ともなるべき人ぞかし。その驕泰を極め、僭逆を肆するに至るは、頼之其罪を免るべからず。此を以ていふに、其人稱するに足らず。」ともいへるが如し。憲實は文事を玩びて、足利學校に文書を藏めしに因り、儒流の稱する者ありと雖、其人となりは見るに足ざる事、中古治亂記に、或は此を忠義の士なりといふを難めて、「その先祖憲春は、氏満を諫兼ねて自害せるぞかし。今憲實は、主人を恨み、非を揚げ、義教に一味をなし、主持氏を滅ぼしたり、奚ぞ忠臣といふべきや。唯世上の誹に依りて、

太田道灌の評  
俄に己が非を知りて、或は自害を半ばにし、或は遁世修行と成る。忠臣の行とは雲泥萬里の違あり、と青山氏も論へるが如し。その周防山口にて客死せる由は、季瓊日錄にも見ゆ。持資も、或論に、上杉氏は山内・扇谷兩黨といへども、山内を宗室とす。此時越後の上杉房顯山内を繼ぎて、其子顯定に及ぶ。持資は其父道眞より扇谷定正が家老たれば、定正を佐けて、顯定と嫡庶の義を講じ、親族の好を篤くして、扇谷の家を安くしてこそ、輔相たりし甲斐もあるべきを、反りて謀を以て山内の權を奪ひしかば、兩上杉不和になりける程に、兵難を招きて、定正と同じく顯定が爲に殺されたり。恐らくは其材主を庇ひ身を保つに足らざるに似たり。されど武略の邁れたるのみに非ず、文學に志し、倭歌を好みて、かゝる亂世には得がたき人ともいふべし。」とも論へるは、共に信なる説なればなり。同じ頃の東益之・常縁父子も、和歌を好みて京師に在りけるが、寃を足利に得て東西に流されたる事、禿尾長柄帝・及系圖・中古治亂記などに見ゆ。共に雅人にはあれど、古今傳授などいふ事は此常縁より防れる由、國歌八論に論はれたるが如く、其害も少からねば、

大久保忠  
鄰の評

通村の世

此には擧げざるなり。徳川氏の世に、大久保忠鄰などは、實に寃罪にて、憐むべき人にて有りけり。

### 中院内大臣通村公

さそはれぬ同じつらさのねになきしなみだにくもるむさし野の月

此の大臣は、系譜に依るに、其先は具平親王より出でて、その廿一世の御裔孫にて、御父を權中納言通勝卿と云ひ、御母は細川勝孝主の女なり。元通實といふ。正保四年内大臣正二位に進み給ふよし見ゆ。通勝卿もいかなる故にや有りけむ。東見記・橋窓自語新著聞集などに、勅勘を蒙りて流浪し給ふ時、大澤隨筆に、此の卿の女、後陽成天皇の御寵鳳なりしが、疾妬の恨に、玉座近く懷劍を置きしにより、通勝卿までも事に當りて、丹後に配流、玄旨預りまわらせ、此内に岷江入楚は出來たり。又その五代の祖通秀公十輪院と號す。文明十七年内大臣從一位、明應三年六月廿二日薨去、六十七歳。此公一條兼良公指南ありて和細川玄旨を頼みて、十九年の星霜を經給ふ。其頃に入道せさせ給歌に名ありと云へり。細川玄旨を頼みて、十九年の星霜を經給ふ。其頃に入道せさせ給ひて、也足軒素然と稱し、隱遁者の如くなり給ひしを、賢才のほまれあるにより、後陽成帝勅免ありて、歸京し給ふ時、御製を賜ふ。旅雁北飛殘臘天、今宵話舊思忻然、

前身蘇武歸來否、一瞬居諸十九年。也足軒奉和歌、「思ひきや雁の便りを慕ひしに、雲井にかへる身をこよひとは」ふ。隨筆に、「十九年を経て御免歸京、百石を賜ふ。入道して素然といと詠み給へるも、丹後に先年居給ひし故なり」と云へり。戴恩記にも、「中院入道殿さすらひ給ひしを、幽齋丹後に於て歌道を教へ給ふ。御性怜憐なる事諸人にはすぐれ、和歌の才智世にかくれなし。長嘯公若狭より丹後へ御禮に参られし時、幽齋の和歌の會あり。其人數皆公家の古老、歴々の浪人衆四十餘人列座あり。其時の當座七夕の草花と云ふ題を、也足軒拾ひ給うて、「萩すゝきふたつの星に手向おきて、いづれを秋と空に問はトヤ」と詠み給ひし。此の入道殿には、王代記・年代記の読み様、又廿一代集の眞字・假字の序、并に歌の中の不審の事ども數箇條、又つれぐ草の御講釋を仰聞け仕りき。また或時靈山の褒貶の會に、御出座あるやうにと、長嘯公より申遣し給ひければ、「めづらしき雅遊なり、やがて參らんと、御領掌あり。頃は慶長六年九月十三日、兼題は月照菊・名所月・月前戀にて侍りし。名所月、「名にしおふ秋の二夜の後せ山、のちせかはらず月もすまなん。月前戀くもるらん月さへうとく成りにけり、こぬ人

## 靈山の會

つらき袖のなみだに」。此を皆人々の知らずそしりにそしりしなり。丸が月照菊を、「年をへて山路のきくをてらせばや、おもがはりせぬ秋の夜の月」と記せり。公卿小傳に、此の卿は、通爲公の三男にて、天正十四年八月十三日出家、法名素然。慶長十五年三月廿五日薨、五十五。とあり。さて内大臣の東國に數年窘厄められ給へる事は、新蘆面命に記して、「後水尾院天皇ふと御位を御譲りありし故に、板倉周防守此は重宗とて、勝重が子にて、父子相繼いで京所司代となり、良吏の名ありて、民之を親しむ事父母の如く、敬ふ事神明の如しなど、駿臺雜話・人錄錄等に云へり。近衛殿に参りて、不意なる事、御世つぎも仰付けられず、江戸へも仰せ談せられて、御心まゝなる御事にや」と尋ね申さるゝに、應山公仰せらるゝは、「我等も曾て知らず、何事にか有りけん」と、防州再三尋ね申さるゝに、「御存じ之無き事は存じ候はん哉」と、被仰故、中院通村卿に御尋の所、通村卿の被仰候は、「なに面白くて御位に可<sub>レ</sub>被成御座哉、僧某を紫衣に仰付けられ候處、江戸にて御奪ひ成候。如此事ざまにて、何とて御位を御すべり可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>被遊哉」と仰せられ候。周防守にも大に驚き申され、早々江戸表へ申上候處、台徳公大に御氣色損じて、舊例の如く隱岐國へも御遷し可<sub>レ</sub>被成哉と被仰候處、

〔註〕此に考へ合すべきは、同書に、南光坊が神體勸請の事を、後陽成天皇より傳へ奉れる由を記して、「大坂陣の時、秀頼公を討たんとて、家康公より院宣を再三願ひ奉られしに、許し給はず。家康公殊の外立腹にて、さて／＼あしき王なり、隠岐國へ移すべし」と云ひければ、其時の老中・近習あしきとは知りながら、御機嫌を損せんとて、諫むる者もなかりしに、南光坊進み出で、「殿大に誤れり。今院を隠岐國へ移さば、たとひ如何程の大功を立て給ふとも、朝敵といふ大罪は遁るべからず、必ず／＼口外し給ふべからず」と、大に諫めければ、思召し留まりぬ。老中も大に悦び、遂に天海をして色々氣をいらしめ、終に院宣を下されり。依之院様にも甚だ天海をよく思召し入れられ、何にても望み次第に御褒美あるべきのよし被仰候へば、此の勸請の傳を望まれけるとなむ、かしこき振舞なり」とあり。泰山集にも、此の勸請の一件をば記せれど、天皇を遠島に移し奉らんと謀れる大罪をば諱隱せるにや、記さず。凡て此と云ひ、かの豊臣氏を千々に謀りて、孫婿を打滅し、剩へ其の縁兒を求出して、五條河原にして斬殺されしは、余は昔

よりいかなる所爲とも悟らぬを、なほ故ある事にや、いと／＼聞かまほしきわざなりかし。凡てかかる由ども、已に幕罪略など記したる人もあるれど、後人の回護の虚文に欺かれて、其の邪正を知らぬ愚人の世に多かれ巴、事の序に驚かしあくになむ。

大猷院殿大に御諫めなされ、是れ仙洞様の御道理至極にて候間、再三御わび被成候へとの事にて、相濟み、夫れゆゑ事あわたりしく、明正院御立ち遊ばされ候。是に付て中院殿は何となく關東へ召寄せられ、四五年江戸に御入なされ候。中院殿の過の様にしなしたるなり。また大猷院の、御懷紙を御望みなされし時、如何の叡慮にや、「蘆原よ、しげらばしげれ」の御歌を遊ばし遣され候。相公も兎角の事不被仰候よし。此の天皇の御製に、「忘れじとらぎりにかへる後瀬山、動きな文會雜記には、此天皇の御讓位は、關東より取計ひけるにや、殊に逆鱗ありて、御讓位の時、御ふすまに、二首の御製を書かせ給ふ。蘆原はしげらばしげれ天の下、とても道ある世にあらばこそ。世の中は上に目がつく横にはふ、あし間のかにのあさましの世や」。予が幼時、

野村の語りし」とありて、其の状甚く異なるを、弓削物語に、深く思合はすべき事のあれど、恐ろしければ申し出です。

或る物に、此後水尾天皇の御事を申して、萬づの道にかしこく渡らせ給ひ、男女の皇子數多おはしましけり。御落飾の時の御製、御系に、慶安四年五月六日落飾、五十六歳、た。「思ふ事なきだに背く世の中に、あはれすてゝもをしからぬ身を」。また大隱は市中に隠るといふ事を、「思ひ入る心の奥のかくれ家は、よしや吉野の山ならずとも」。宸影の御贊に、「<sup>〔うい〕</sup>よしやこの深山がくれの朽木のき、さても心の花しひははト」。寶算八十五にて崩御す時の御辭世に、「行きゆきて思へばかなし末遠く、見えし高根もあとの白雲」。時ありて春知りそむる梅の花、見よ一花もさき残るかは。また、「身はかくてまたもこぬ世に水ぐきの、あとだにしばしとしめかねつる」。【御系に、延寶八年八月十九日寅下刻崩、八十五、閏八月八日夜奉<sup>〔かとりま〕</sup>葬于泉涌寺。後中内記に、同十九日晴、寅刻許法皇御惱危急、遂以崩御、御年八十五、可惜可悲。愁淚如消魂、諸家馳參不知其數、閏八月八日亥時御入棺。百一錄には、十八

日辰刻御靈祭禮、曉天法皇崩御云々、但御忌日十九日被定。廿二日雨時々下、今夜御入棺。と見えて、閏八月八日御葬儀を委しく記せり。また御製に、「關守はうちもねなむ人心、すぐなるをりに逢坂の山」。遠山の紅葉、「村もみぢ夜の間に染めてよこ雲を、峯に別る」。松の色かな、「梅薰砌、玉すだれ動くばかりの春風に、内外もあらずにほふ梅が香」。毎春花有約、「咲くころをたどらぬ春ののどけさに、かくてぞ花は千代も待ち見む」。また皇子を有栖川宮に御養子に参らせ給ふ時に、宮より参らせ給へる、「いかにして何につゝまんから衣、袖にも身にも餘るめぐみを」。太上天皇御返し、「嬉しさのあまる袂に今はまた、つゝみぞかふる玉の言の葉」と見え、槐記に、御床の掛物に、同じ天皇の八十一に成らせ給ひる歳旦の御製あり、りしに、此の老法師が歳旦を見すべしとて、其座にて遊ばして下されしを、表具したりと仰せらる。〔新蘆面命に、内裏回祿の時、駕輿丁もなくて、人にわはれてのき給へる時に、末の代にてそこなひたるほふわうが焼野のきじか人におはれてしといふ御狂歌をしる。又或時の記に、「御床の掛物を拜見せよ、名物なり、是は後水尾院の御時、或せり。〕

夜妙門獅子吼院殿、御前など御參の時、妙門に畫を所望せられよ、何がよからんとて、彼此して月の瀧こそ然るべからめとて、遊ばしゝなり、妙門の出來繪なり。逆もの義には、御製にて御贊をと願はれしに、夫ぞ出次第とて思案あり、妙門には繪を遊ばす、准后には其間にあの朱印を彫刻なされたるなり。表具もその夜の勅製のまゝなりと仰せらる、「常不止に月もながれつ落瀧津、瀧の音にはたてぬ物から」畫の贊には「如斯ならでは、と仰せなり」とも見ゆ。又後水尾院の詔に、凡て諸藝通敏の人にも、必ず此の一節には甚だ器用なりと云ふ事あるものなり、此れ天然自然にかくあるものなり、故に凡そ諸藝共に其道に絶れ、絶れぬは、性質才用の事ばかりには非ず、其の身の仕合・不仕合なりとの詔なり。夫れはいかにと申上げしに、天然に其の器用なる藝を修行する人は格別に骨も折らず、骨を折りてもはかゆきて、上手の名を得る事必定なり、これ仕合なり。もし其の藝にゆきあたらずしに、天然の器用を生れつかぬ藝にのみ骨折りて、一生中工の名もとらぬ事多し、これ不仕合なり、と詔なり、尤もなる事なり。此の大詔に付きて思出でたり、或者の説に、世によく務めて事を成し遂ぐる者あり、意りて成らねば勿

論いふまでもなきを、また務めて成らぬ者あり、又務めずして成れる者ありとて、皆數なりと云へるは、現世の有狀を打見て、天命とかいふに歸するより外なしとの見なれど、なほ一層其の上を説はゞ、師の説に委しく見えし如く、禍津日神と、大直日神の御靈は更にて、幽冥主宰す、大神さては前生による事とは、例の儒見にて、(○脱カ)夢にも知らざる事にこそ、此は殊に記せれど、筆の序になん。凡そ藝は、其の筋を知りて修行すべき事なり。されども生知は各別、習はず修行せずに入手になるべきやうはなし。されども其の筋に生れつきたる人は、其の藝の習ひ初めよりして、志す處も深く、修行も自ら厚く、數寄になりて精出すから、はかゆきはかゆくから、精の出るやうになる。堺の笛・太鼓うち惣右衛門は、若き時大病にて、一里計りわきの醫者に係りて、毎朝薬を取りに家來を遣す、其の僕の門を出るより返るまで太鼓をきざみて、毎朝かくの如くする事七年、終に病も癒え、太鼓も天下名人の名を得たり。これ修行のみにあらず、仕合のよる處なりと仰せらる。夫れにつき、應山公の時分より、太閤悠山の初まで事へし無禪といふ侍あり。これが申しゝは、「凡そ藝を習ふ人、古と今と各別になりし、古の人の習ふは、只一藝にて、わきの事には聊目もやらず。それ故其の一藝はよくもあしくもあつし。今の藝を習ふは、數多の事に目がつきて、何も角も器用なるやうに見え

て、皆々 其の藝うすし。また同大臣の御語に「凡そ物の器用・不器用ある事あれども、生れ付きて習はねども、其の事に堪能なる事あり、生知安行といふも疑ふべき事ならず。昔後西院の御時、御方違に成らせられしに、方違には鷄鳴を唱へて還幸なる事、常の習ひなり。六位藏人是を勤む。若し六位に差合ふ事ありて、不參すれば、其日の下膳是れを勤む。其夜も六位不參にて、其座下膳七條中將なりしが、此人兄弟衆も多く、末子たるが故に、幼少より近衛殿に居住せしが、幼少より學問の事は、一かど器用にもあり、覚えも強し。御前にも口惜しき程に思召したる人なり。その代りには、世間一統の事は、甚だ不器用にもあり、好みもせず、琴・三味線は勿論、能・漸子一切の亂舞を初め、碁・将棋なども目にもかけねば、仕ても見ず、世間へ出してはちと不調法なる程の人柄なり。然るに其の夜の鷄鳴を唱へられしは、勿論下地に稽古あるべきやうもなし、不圖出でて唱へられし鷄聲、さながら生の鳥の聲也。孟嘗君もかくやと御戯ありし程也。それより中間の諸卿相戯れて、御禽獸の聲を唱ふるに、其の顔を見ざれば、生禽獸の如し、

異事と謂ひつべし。是れその夜の御儀なれば、此鷄鳴もなし、其の器用も知れず、されば人には生質に器用ありても、不仕合にて一生知られぬ事多かるべし、と宣へり。」ともあり。此大臣は、實は皇孫に坐して、文武ともにけざやけく長けいましゝ事の、いとむかしく、件の詔は、老子の語に、聖人は物をよく救ふ故に、棄才棄物なしと見え、淮南子等に、「よく人を用ふる人は、良工が材を用ふるが如し」とも、或は器使といひ、性靈集に、綜藝種智院を立てむと奏せるなども、思ひ出でられて、いと貴く、後世人の人上と有りて、材藝を生育する楷式なれば、かく記し出づるにこそ。

また云く「中院殿關東へ久しく止められたるは、同天皇の御讓位の事に付、前方關東へ仰せらるべきことの、御知らせなかりし故、板倉伊賀守通村卿を招き、いかゞして御知らせ無かりしと問はるゝを、知らずと答へらるゝを、詰り問はるゝに、勅命にて、な泄らしそと有りし故、知らせ給はずとなり。然れば、内々にて、そと知らせらるべきことなるをと、板倉云ひし時、通村卿、勅命を背きて、君臣の禮を敗りし

人に内應する者やある、足下に關東より京人に知らすなと有ることを、承りたるに、などか泄らさるべき。吾は天子の臣なり、關東の臣にあらず、と云はれし故、板倉詞なかりき。依りて公家衆關東へ下らるゝ程の人をば、皆押留め置かれし故、通村卿も久しく江戸に逗留ありとなり。

〔註〕又「天皇御讓位は、關東と御不和なり。大坂の一亂を和平にと勅命ありしを、台徳院許容なきより、事起るなり」ともあれど、然のみには非ず、上の面命の事をも合せ考ふべし。遠碧軒記には「寛永行幸の時、定家卿の自筆の、武家行幸の委しき卷物の、冷泉爲賴の家に有りしを、通村卿傳奏の時に、法皇の命に因りて借りて寫されしを、爲賴死去にて、其の子幼少にて、藤谷はをぢにて後見せられし時に、彼の卷物なし。是れより大なる事になり、周防守に訴へても、遂に返さず。云々、此の後内府になると、また禮に下らる。是れは身にいたさ有る故に早々下らる。此が例と成りて、今も内府になると江戸へ下り、さて江戸にて、城に坐すも、大臣の座よりは少し下りて、禮を申さる。是れ又今に例に爲りて、座下ること

とゝなり」と記せるは、いかゞあらむ。前後に引ける物に、此の大臣のいみじきいさをにて、さることあるべくも思はれねば、そは混れたる傳へにこそ。】

北窗瑣談にも、上皇御落飾の春、通村卿年頭に關東へ下向有りけるに、執政の人、いかゞして上皇御落飾の事は注進はなかりしや」といふに、通村卿答へて、「此の事申すなと勅ありし故に」とありしかば、執政の人重ねて、「何事によらず、禁中の御事直に注進すべしと、血判誓紙の趣にはあらずや、誓詞はいかゞ心得給ふや」と、難せしに、通村卿、「某は禁庭の官人なり、申すなと有りける事は、たとへ誓紙百千枚いたしたりとも申し侍らす」と答へられしに、其の座しらけて各、退かれけるに、將軍の思ひあしく成りて、對面もなく其のまゝに留置させらる。法皇殊に憐み思召し、其の秋の頃、五首の御製を下されける。その御製「思ふより月はえにけり一日だに、見ぬを多くの秋にやはあらぬ」、「秋風に袂のつゆも故郷を、忍ぶもちすりみだれてや思ふ」、「いかにまた秋の夕を眺むらん、うき日數そふ旅のやどりに」、「見る人の心のあきに武藏野も、姨すて山は月やすむらん」、「何事も皆よくなりぬとばかりに、

此秋風にはやもつてこせ。通村卿も詠みて奉られける。入るかたに我をさそはで夜なしひの、袖の露とふ武藏野の月。此の歌を南光坊聞きて感心のあまり、直に將軍に覽せけるに、殊に感せられて、即日に對面ありて歸京をゆるされけるとなり。通村卿和歌の道にかしこきのみならず、豪傑の資なりき。また橘窗自語には、「將軍家光公の時、中院通村卿を召して、古今の傳授あり。たきよし仰せられしかど、此の儀は公家の祕事にして、容易に武家へわたし難き物なり、思召し止り給へ」とて傳へざりしかば、御心よからで、三年歸洛を御赦しなかりしに、行く方に身をばさそはでよな／＼は、袖の露とふむさしの月。」と詠じ給ふを聞召して、いと尊みいつくしみて、都へ歸し給ひしと、古老物語にあり。通村卿は東照公の傳授せさせ給ひしことを知り給はで、かくの給ひしか、又故よしありて申されしにや。また高津阿闍梨契冲法師歌學を今井似閑といふ者に傳へられしに、似閑も穴賢の達者なりしが、其の頃の宗匠中院内府通茂公通村公の御孫。寶永七年三月廿一日八十にて薨すと系圖にあり。百満九十、廬山寺に葬るとあり。大澤隨筆に、其子通純卿早世して、嫡孫通茂公は通村公のあたり離れずおひ立ち給ふ、年若き時は不堪なり。廿四五歳の時七夕御會識女契久を詠まれしに、宗匠家より改作らるべきよ（通村公の御孫。寶永七年三月廿一日八十にて薨すと系圖にあり。百満九十、廬山寺に葬るとあり。大澤隨筆に、其子通純卿早世して、嫡孫通茂公は通村公のあたり離れずおひ立ち給ふ、年若き時は不堪なり。廿四五歳の時七夕御會識女契久を詠まれしに、宗匠家より改作らるべきよ）

し、三度に至り、七月五日の夜寢すして思案の歌「あだに見む秋の一」を我隱栖に招請せられし時に、夜の契りかは、神代のまゝの星合のそら、碧玉集に似たる歌なり。似閑そと古今のことと言出されたれば、通茂公の御答に「似閑は故實記錄を大分所持なれば、古今不<sub>レ</sub>殘合點しぬらん、古今不<sub>レ</sub>殘合點ゆくこそ即ち傳授なれ、その方たちが傳授と云ふ事きつと有る様に思ふこそ不審なれ」と宣ひしと、堀景山が不盡言に見えたり。中院殿には、代々かやうにの給ふ事故あることゝ思はるゝなり。また中院通茂公江戸に留まり給ふ時、都へ歸し給はざるを歎き給ひて、細川何がしに給ひし御狀、今も細川藏人大夫常芳の家にありと云へり。

〔註〕年山紀聞に、此公前大納言の時、いかなる故に因りてか、暫しこもりおはせし頃、水戸光圀卿より、隅田川の都鳥にて香筐を作らせ、内に何くれの名香に、金銀にて花紅葉の形を刻みまじへて、贈訪はせ給ふとて、「すみ田川波まにあさる都鳥、やがて雲井に立ちや歸らん。」御かへし、「思ひきやしづむみくづをみやことどり、心にかけてことゝはむとは」とあるは、此時の事にこそ、或物に、此の卿の歌、「雨にまち雲にながめてほとゝぎす、かゝる心の暗れまやはある。」又氷室を、「老の

身を養ふことを人もしれ、みな月かけてきえぬ氷に。また寛文の頃にや、仲冬十六日、主上新内裏に還幸し給ふ時、鳳輦の上に、遙に鶴の舞翔りけるに、「わかの浦に年經て住める蘆田鶴の、くもゐに上るけふのうれしさ」。甘露叢に、「元祿十六年中院大納言、和歌の志深きに付、御加恩二百石下さる」。賀に、清水谷殿、「道の光代にかはりて殊更に、君が惠のうれしくやある」。かへし、「老の身にかけてぞ仰ぐわかの浦、波にもあらぬ君がめぐみを」。後中内記に、享保六年九月廿七日、法皇普明院行幸あり、御床脇に、後水尾院より賜へる御硯あり、梨地高蒔繪紅葉なり。昔思召して御覽す。平常山の鐘鳴るを、御幸故に止めて置きしに、結句御珍らしく宣しかるべきとして、そのまゝ尋常の通りに撞出でしに、その御硯に向ひ給ひて、御製。もみぢばは入あひの鐘に色ぞそふ、此の山寺の秋の夕ぐれ。中院大納言、「八十あまり老いすば今日にとばかりも、思ふやまれのみゆきまちえて」ともあり。

また金華漫錄ちふ物に、「日野弘資の曰く、若年の時、通村卿に歌の點を乞ひしに、相應の點削にて、まゝ點もあり。歌を法皇叡覽ありて、奇特なりとて、通村卿に仰せら

日野弘資

訓  
通村の教

るゝは、「弘資は見事に歌も詠むべし、其の方精を出して歌にして見よ」と詔ふ。さて後は、大に化り、幾度も詠み直させ、色々教訓し、歌にあきて半途より大に嫌ひに成りしが、其の教誨にて、今の程にも詠み出でたりとぞ。又中院通茂の語に、「若年より古歌作者などを忘れて、通村に尋ねれば、答へて、汝集を残らず考へ見たりしかとあるに、いまだ考へずといへば、左様な無執心の事、まづ手前にて集を考へて、なき時は尋ねる法なり」とて怒られしとなり。右二事は、物學ぶ者の味はふべき事なり。さなくては表すべりにて、そこみなき者なり」と云へり。共にさる言どもなり。菊居隨筆にも、「通村公は名譽の歌人、且はげしき人にて、關東より禁中に法度書をはられしを、引きめくり給ひし人なり。東照公・台徳公御上洛の時、二條に於て通村卿を召され、外題のなき本を出して講釋めされとありしかば、表紙をあけて見られしかば、さごろもなりしかば、一枚も紙をくらすして中うちにて講釋あり。半ばに至りて御休息ありて、夫れにて止めて、三百石御加増あり。大澤隨筆には、大猷院上洛の時、源氏講釋聞召すべき仰ありて、初音の卷を讀まれ、百石加増を賜りて、二百石となる。此の講釋の賞の由、兼ての人物、もし講釋にならねば、世に申せども、凡て和歌歌學出精に因りてなるべしと見ゆ。」

通村狹衣  
を暗誦する

中院内大臣通村公

知行取上げらるべしと思召しゝに、如此そらにて講ずる豪傑故、却りて加増し給へ  
りし。國初の人は文武ともにあつし。とも云へり。さてかにかくに、此の御父子  
ともにめづらしき君にこそおはしけれ。此大臣は、承應二年三月廿九日、六十七一  
六十とにて薨す、後十輪院と號ぶと、系譜に見ゆ。公卿小傳に、同日頓死、六十六、前内大臣正  
作さくる。二位にと云へり。大澤隨筆に、後水尾天皇の  
四天王よんてんのうにて、烏丸資慶卿・日野弘資卿・飛鳥井雅章卿と、通茂公と世に申せど、通茂公中に年若く、殊に長生に  
て、八十歳寶永七年までおはしければ、名彌高し。此の公家業出精に因りて、關東より御加増、その子通躬公  
に、此公隱居の前より御充行を贈られ、隱居後もそのまま賜りて、終に五百石を今に贈らるゝか、又同天皇  
立田紅葉ひやを取寄せさせ給ひて、人々に賜はりける、何れも歌上うわらるゝ中に、通茂公、ついかにせん君がめぐみ  
の露ふかく、染めし立田の山のもみぢば、御かへし、「龍田ひめもいが  
に見るらん言の葉の、露に染めます山のもみぢば」とも見えたり。

志伎農玖賀陀智 大尾

大正六年八月廿三日印刷  
大正六年八月廿五日發行

卷之三

行輯  
者兼

國史研究會

吉 定 山 檜

友

文

卷之三

卷之三

發行所

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地  
振替貯金口座 東京二七〇二四番

國史研究會

大正六年八月廿三日印刷

大正六年八月廿五日發行

國史叢書

志伎農玖賀陀智

定價金一圓二十錢

發編 行輯 者兼  
右代表者

國史研究會

今村一勝

栖山定吉

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地

東京市牛込區市ヶ谷柳町二十九番地

東京市神田區三崎町三丁目一番地

東京市神田區三崎町三丁目一番地

印 刷 者

印 刷 所

文 友 社

複 製

不 許

國史研究會


志伎農玖賀陀智


定價金一圓二十錢

國史叢書

志伎農玖賀陀智

定價金一圓二十錢





1878